

# **教職員の業務負担軽減に関する報告書**

## **(平成25年3月)**

**教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチーム**

## 目次

1	学校現場における時間外業務の状況	P 1
	(1) 府立学校：大阪府教育委員会調査	P 1
	(2) 市町村立学校：文部科学省調査	P 2
	① 中学校	P 2
	② 小学校	P 3
	(3) まとめ	P 4
2	これまでの業務負担軽減に関する取組み	P 5
	(1) 教職員の業務負担軽減に関するP Tの設置	P 5
	(2) 府立学校における取組み	P 5
	① 勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱の策定	P 5
	② 長時間労働者への医師による面接指導実施要綱の策定	P 5
	③ 府立学校における時間外業務実態調査	P 5
	(3) 業務効率化に向けた個別の取組み	P 6
	① ICT化の推進	P 6
	② 各種調査等の見直し	P 6
3	今後の業務負担軽減に関する取組み（提案）	P 7
	① 部活動の見直し	P 7
	② 実態に即した勤務形態の導入	P 8
	③ 効率的な事務処理体制の整備	P 9
	④ これまでの取組みのさらなる推進	P 10
4	まとめ	P 11

# 1 学校現場における時間外業務の状況

## (1) 府立学校：大阪府教育委員会調査（平成 22 年度、平成 23 年度）

平成 22 年度及び平成 23 年度に大阪府教育委員会が実施した府立学校の時間外業務実態調査結果の概要は、次のとおりである。

### ア 時間外業務時間数は月によりばらつきがある

1 カ月あたりの平均時間外業務時間数は月によりばらつきがあり、通常期に増大し、長期休業期に減少している。（※1）

長期休業期であっても、月平均 10 時間前後の時間外業務が発生している。

※1 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 31 日まで（府立学校管理運営規則第 3 条第 1 項）

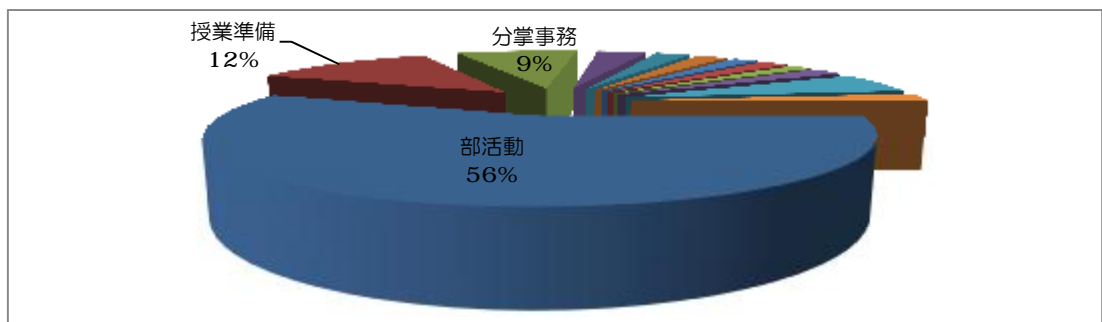
【表 1：平均時間外業務時間数（府立学校）】

対象期間	平成 22 年度	平成 23 年度
6 月	31.7 時間	28.1 時間
7 月	21.8 時間	20.2 時間
8 月	12.6 時間	13.0 時間

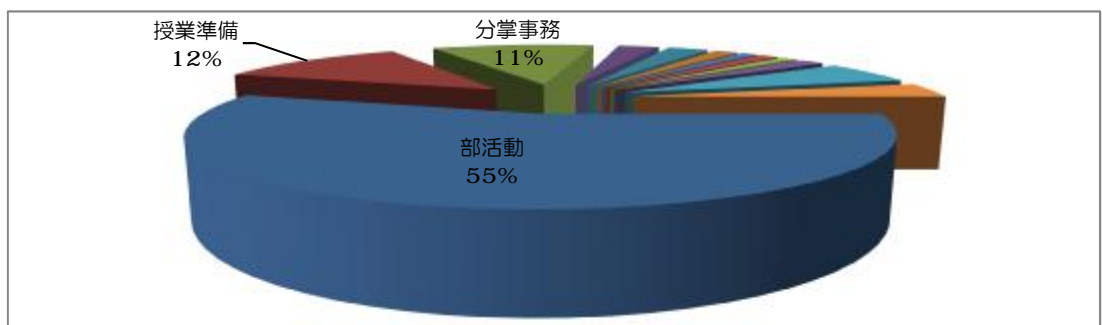
### イ 時間外業務時間数の 55%前後が部活動

1 カ月あたりの時間外業務時間数が 80 時間を超える教員の時間外業務の内訳は、部活動が全体の 55%前後を占めている。次いで、授業準備、分掌事務がそれぞれ 10%前後となっている。

【図 1 - 1：時間外業務の内訳（平成 22 年 6 月～8 月）（府立学校）】



【図 1 - 2：時間外業務の内訳（平成 23 年 6 月～8 月）（府立学校）】



## ウ 月 80 時間超の時間外業務に従事する教員数は月によりばらつきがある

月 80 時間超の時間外業務に従事する教員数は月によりばらつきがあり、通常期（6 月）に増大し、長期休業期（8 月）に減少している。

長期休業期であっても、100 人前後の教員が月 80 時間を超える時間外業務に従事している。

【表 2：時間外業務時間数 80 時間超教員数（府立学校）】

対象期間	平成 22 年度	平成 23 年度
6 月	705 人	384 人
7 月	326 人	195 人
8 月	171 人	88 人

## （2）市町村立学校：文部科学省調査（平成 18 年度）

平成 18 年度に文部科学省が実施した小・中学校における勤務実態調査の概要は、次のとおりである。（※2）

※2 文部科学省調査では、時間外業務時間数が日単位で算出されているため、月単位へ換算している。

### ① 中学校

#### ア 平均時間外業務時間数は月によりばらつきがある

1 カ月あたりの平均時間外業務時間数は月によりばらつきがあり、通常期に増大し、長期休業期に減少している。

長期休業期であっても、月平均 20 時間前後の時間外業務が発生している。

【表 3：平均時間外業務時間数（中学校）】

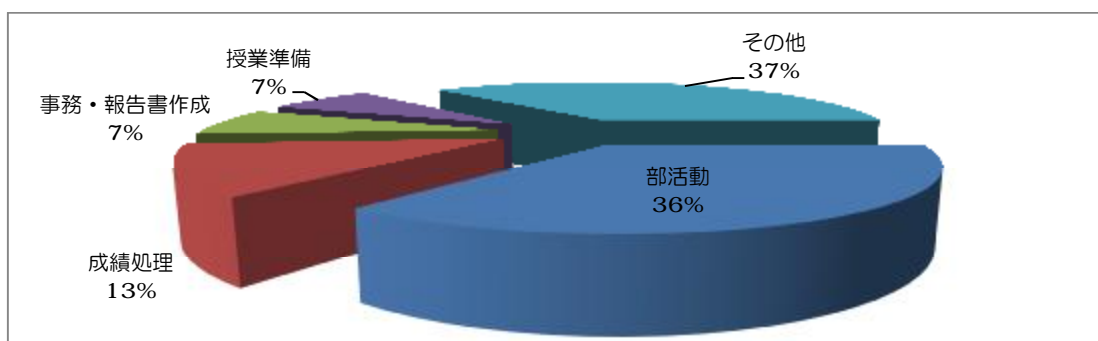
対象期間	平成 18 年度	内訳（※3）
7 月	68.8 時間	平日 48.7 時間（146 分×20 日） 休日 20.2 時間（110 分×11 日）
8 月	18.5 時間	平日 12.7 時間（033 分×23 日） 休日 05.9 時間（044 分×08 日）

※3 それぞれ四捨五入しており、内訳と計は一致しない。

#### イ 時間外業務時間数の 1 / 3 前後が部活動

時間外業務の内訳は、部活動が全体の 1 / 3 前後を占めている。次いで、成績処理、事務・報告書作成、授業準備となっている。（※4）

【図2：時間外業務の内訳（平成18年7月～8月）（中学校）】



※4 「部活動」「成績処理」「事務・報告書作成」「授業準備」を抽出し、その他の項目は「その他」に算入している。

## ② 小学校

### ア 平均時間外業務時間数は月によりばらつきがある

1 カ月あたりの平均時間外業務時間数は月によりばらつきがあり、通常期に増大し、長期休業期に減少している。

長期休業期であっても、月平均 10 時間前後の時間外業務が発生している。

【表4：平均時間外業務時間数（小学校）】

対象期間	平成18年度	備考（※5）
7月	41.5 時間	平日 36.3 時間(109 分×20 日) 休日 05.1 時間(028 分×11 日)
8月	09.0 時間	平日 08.0 時間(021 分×23 日) 休日 00.9 時間(007 分×08 日)

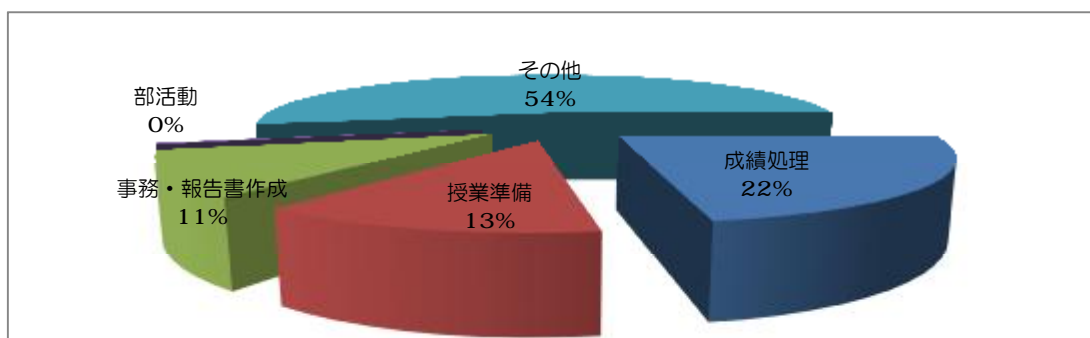
※5 それぞれ四捨五入しており、内訳と計は一致しない。

### イ 時間外業務時間数の内訳は様々

時間外業務の内訳は、成績処理が全体の 20%前後を占めている。次いで、授業準備、事務・報告書作成となっている。（※6）

部活動による時間外業務は、ほとんどない（0.1%）。

【図2：時間外業務の内訳（平成18年7月～8月）（小学校）】



※6 「部活動」「成績処理」「事務・報告書作成」「授業準備」を抽出し、その他の項目は「その他」に算入している。

### (3) まとめ

通常期・長期休業期を問わず、全ての校種において時間外業務が発生しているが、校種により時間外業務の内容は様々であり、各校種の実情に応じた対応を検討する必要がある。

## 2 これまでの業務負担軽減に関する取組み

### (1) 教職員の業務負担軽減に関するPTの設置

教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチームは、教職員の業務負担を軽減し、子どもたちと向き合う時間を確保するとともに健康を保持するため、教育委員会等が行っている種々の業務の見直しや学校自身の機能的かつ効率的な学校運営、勤務時間の適正な把握等に関する検討を行なうことを目的に平成20年1月に設置され、様々な調査、検討を行ってきた。

【構成メンバー】委員長：教職員企画課長

委員：教育総務企画課長、高等学校課長、支援教育課長、保健体育課長、小中学校課長、教職員人事課長

### (2) 府立学校における取組み

#### ① 勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱の策定

教員の勤務時間を適正に管理することを目的に、平成22年5月、「勤務時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」を策定し、校長等による教員の時間外業務時間等の把握を制度化した。

また、平成24年10月に退勤スリットが導入されたことに伴い、時間外業務時間数を教員からの報告によらず、自動集計できるようシステム改修を行い、併せて同要綱の改正を行った（平成25年4月施行）。

#### ② 長時間労働者への医師による面接指導実施要綱の策定

教職員の健康の保持増進を図ることを目的として、平成22年5月、「府立学校における長時間労働者への医師による面接指導実施要綱」を策定し、長時間にわたる時間外業務等により健康に悪影響が及ぶことが懸念される教職員に対して、健康管理対策として医師による面接指導を制度化した。

また、教職員が医師による面接指導を受けやすい環境を確保するため、システムにより自動集計された時間外業務時間を「産業医による面接指導申出書兼時間外・休日業務時間記録票」に活用できるようにした（平成25年4月実施）。

#### ③ 府立学校における時間外業務実態調査

上記勤務時間把握要綱に基づいて、各府立学校において把握した個々の教員の時間外業務実態について、平成22年6月～8月期及び平成23年6月～8月期の状況を大阪府教育委員会で集約し、府立学校における時間外業務の実態を把握

した。その調査結果の概要については、本報告1の(1)のとおりである。

### (3) 業務効率化に向けた個別の取組み

#### ① ICT化の推進(府立学校)

全府立学校にイントラネットが整備されたことを受けて、平成22年度に教職員用のネットワークを構築し、大阪府教育委員会からの通知等を取りまとめた「全校トップページ」を稼働させ、事務処理等に係る事務処理負担の軽減を図った。

平成24年度には、府立学校間での情報共有を目的としたチームサイトの運用や通知メールの一元化を図り、「全校トップページ」機能を拡充し、教職員の業務の効率化を通じて、学校全体の時間外業務の縮減を図っている。

#### ② 各種調査等の見直し

##### ア 府立学校調査等の見直し

平成19年度に416種類あった府立学校に対する調査・報告(※7)を96種類(約25%)削減した。

##### イ 市町村立学校調査等(市町村教育委員会経由)の見直し

平成19年度に338種類あった市町村学校(市町村教育委員会経由)に対する調査・報告(※7)を84種類(約25%)削減した。

※7 定期・不定期、悉皆・抽出を問わず、すべての調査・報告を含む。



### 3 今後の業務負担軽減に関する取組み（提案）

各種の調査結果等を踏まえ、大阪府教育委員会として時間外業務の縮減に向け、体制整備や個別の業務効率化についての取組みを進めてきており、一定の成果を上げてきた。他方、学校をめぐる環境は厳しさを増しており、時間外業務の縮減について、決定的な成果を上げているとはいえない状況にある。

今後、時間外業務を縮減するためには、これまで以上に実効性のある方策について検討していかなければならない。そのため、教職員の業務負担軽減に関するプロジェクトチームとしては、従前取り組んできた個別の業務効率化等の方策に加え、ポイントをしばった大胆な方策を併せて検討することが必要であるとの視点から、次の①から④の取組みを提案する。

大阪府教育委員会においては、これらの提案を実現すべく、関係課が課題解決に向けた検討を行い、具体的な取組みを積極的に進めるものとする。併せて、その進捗管理を適切に行うものとする。

なお、小・中学校の教職員の服務については基本的に市町村教育委員会が対応すべきものであるが、府費負担教職員の任命権者である大阪府教育委員会として、弾力的な勤務形態の枠組みづくりを進め、市町村教育委員会に対する働きかけなどを行っていくものとする。

#### ① 部活動の見直し【関係課：高等学校課、保健体育課、小中学校課】

府立学校及び中学校において、部活動に係る業務が、時間外業務の大きな割合を占めている。このため、大阪府教育委員会として、業務負担の軽減効果が見込まれる具体的な方策を積極的に推進することが求められる。

##### 【具体的な取組み】

##### ○外部人材の活用（ボランティア活用、民間委託等）

（例） 学校単位の地域ボランティア制度を整備するとともに、既存のボランティア制度（大阪府学校支援人材バンク等）を拡充する。これにより確保したボランティア人材に部活動指導を支援してもらうことで、教員の負担を軽減する。

（例） 週休日等における部活動指導について、部活動指導そのものを民間委託することで、教員が週休日等に部活動指導に従事しなくてもよい体制を整備するなど、教員の負担を軽減する。

（検討課題） 事故対応、費用負担の検討、予算措置（報酬、実費弁償、保険料、委託料等）等

### **○顧問教員の資質向上（研修会の開催等）**

（例） 指導者研修会を開催するとともに、統一的な指導者マニュアルを作成・共有することで、専門外顧問教員の資質向上を図り、特定の教員への負担の集中を防ぐ。

（検討課題） 顧問を務める教員の確保等

### **○活動時間の適正化（ノークラブデー、下校時刻の徹底等）**

（例） ノークラブデーを設定するとともに、生徒の下校時刻（部活動終了時刻）厳守を徹底することで、活動時間の適正化を図る。

（例） ノークラブデーや部活動終了時刻を盛り込んだ部活動日程表を作成し、生徒・保護者に配布し、その徹底を図ることで活動時間の適正化の実効性を高め、教員が部活動指導を離れて、他の業務を処理したり、休養にあてる時間を確保する。

（検討課題） 生徒・保護者の理解、実効性の担保（かけ声倒れにしない）等

### **○実態に即した勤務形態の導入（下記②に詳細）**

## **② 実態に即した勤務形態の導入【関係課：教職員企画課】**

教員の勤務時間は、事務職員の勤務時間と同様に、勤務時間条例において規定されているが、必ずしも、児童・生徒指導や保護者・PTA対応の実態、学校活動の広がり等に対応したものとなっているとはいえない。

このため、1日7時間45分、週38時間45分とする勤務時間条例の規定を基本としながらも、学校現場に求められる業務に適切に対応できるよう、教員の勤務の特殊性を踏まえた柔軟な勤務時間の設定が求められる。

クラス担任制が基本となっている小学校の教員については、中学校・高等学校とは異なり、勤務時間の弾力化が馴染みにくい面もあるが、通常期・長期休業期といった業務の繁閑はあり、勤務時間の弾力化により、結果として時間外業務を一定縮減させる効果が見込まれる。

### **【具体的な取組み】**

#### **○勤務時間の割振り変更の柔軟な運用**

（例） 授業に支障がない範囲で勤務時間の終始の時刻を変更できる弾力的な勤務形態を導入し、教員が時間外業務として対応していた業務に正規の勤務時間を割り振ることで、業務実態に対応した勤務時間の設定を可能とする。

（検討課題） 各教員の勤務時間が一致しないことによる学校運営全体の影響の有無等

### ○変形労働時間制対象業務の拡充

(例) 現在、宿泊を伴う学校行事に限定されている1カ月単位の変形労働時間制の対象業務を拡充し、通常期・長期休業期における業務の繁忙に応じた労働時間の配分を行うことによって、業務実態に対応した勤務時間の設定を可能とする。

(検討課題) 現行制度との整合性の確保、事務量の増加等

## ③ 効率的な事務処理体制の整備【関係課：教職員人事課】

子どもを取り巻く課題の複雑化・多様化に伴い、学校現場では、家庭や地域との連携協力、生徒指導上の外部機関との調整など様々な渉外事務が生じている。また、学校運営協議会の導入、学校現場の権限拡大など諸改革の実施に伴い、学校事務の業務量も増加している。

このため、小・中学校においては、学校事務の効率化・集中化を図り、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保するなど、学校における事務処理を充実させる体制づくりを行う必要がある。

### 【具体的な取組み】

#### ○事務の共同実施

(例) 学校事務を共同実施するセンター的組織を設置する等により、教職員の事務の軽減や効率化を進める。

- ・公簿書類（学籍簿、教科書給付、転出入事務 等）
- ・学校徴収金事務全般
- ・施設の営繕業務

#### ○学校間連携

(例) 自律的で安定した適正な事務運営を行うために、中学校区等の関連校における事務連携の推進を図る。

- ・情報共有（連携校の間でOJT効果）、教職員・保護者への説明資料等の共有、作成支援、月間・年間スケジュール等の共有・作成支援
- ・コンプライアンスの徹底（諸帳簿の相互点検等による適正な事務手続きの推進、業務帳票の作成・保管状況の相互点検）
- ・若手職員等の育成（事務主任等による業務指導、実務を通じた研修（OJT）の企画・実施）

(検討課題) 実施主体である市町村への働きかけ方策等

#### ④ これまでの取組みのさらなる推進

これまで、ICT化の推進、各種調査の見直しなどの取組みを行ってきたが、こうした事務処理の効率化については、常に問題意識を持って継続して取り組んでいくことが必要である。

##### ア ICT化の推進【関係課：高等学校課、小中学校課】

府立学校においては、平成26年度から「次期統合ICTネットワーク」の稼働が予定されており、これに伴い、教職員ネットワークと校内イントラネットの統合や保守運用の集中化などによって、教職員の教務作業の利便性向上や運用事務の負担軽減が期待される。

上記ネットワークの導入は、市町村立学校においても府立学校と同様の効果が期待されるものであり、専用機器の導入やネットワーク敷設の費用負担などの課題はあるものの、市町村教育委員会へその状況を伝えていく必要がある。

##### イ 各種調査等の見直し【関係課：教育総務企画課】

各種調査等の見直しについては、経費を要することなく実施できるものであり、かつ、教職員の負担軽減効果も大きいものである。前回の取組みから数年経過しており、改めて見直しを行う必要がある。

見直しにあたっては、調査内容の精査・検討のみならず、調査時期、調査手法の工夫改善など、更なる負担軽減に向けた検討が必要である。

なお、調査実施機関においては、調査実施の必要性、類似調査との重複等について、平素から留意することが求められる。

## 4 まとめ

本報告は、教職員の業務負担を軽減し、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保するとともに、健康を保持することを目的に、これを実現するための取組みや、その枠組みづくりなど制度に着目して行ったものである。

本報告の提案を実現するためには、クリアすべき検討課題が多く存在するが、限られた人員や予算のなかにあっても、創意工夫を重ね、提案の実現に向けて取り組んでいかなければならない。

また、制度と運用は車の両輪であり、どちらか一方なくしては成り立たない。教職員の業務負担軽減を実現するためには、枠組みづくりだけでなく、それを運用する教育委員会や管理職はもちろん、教職員一人ひとりの意識改革が欠かせない。

この報告が、単なる「絵に描いた餅」や、一過性の取組みとして終わることのないよう、関係者が相互に努力し、継続的な取組みへとつなげていかなければならない。